

別紙

今別町PR動画制作委託事業

# 仕様書

青森県今別町 総務企画課

## 1. 業務名

今別町PR動画制作委託事業

## 2. 業務期間

契約締結の日の翌日から令和7年3月20日まで

## 3. 本業務の目的

北海道新幹線・奥津軽いまべつ駅の開業10周年が近づき、改めて町の魅力を広く発信するため、テレビCMやインターネット広告等に使用できるPR動画を制作する。

## 4. 制作物（町のPR動画）

### （1）30秒の動画1本

今別町の観光地や特産品等を広く取り上げ、町のことを知ってもらえる動画。

### （2）90秒の動画1本

今別町の観光地や特産品等を少し掘り下げ、町に興味をもてる動画。

### （3）共通事項

映像の種類は原則実写とする。

上記（1）と（2）の動画は、関連する動画として、2本まとめて企画を立案すること。

ターゲット層は指定しない。企画内容とあわせて、受注者がメインターゲットを想定することは可能とする。

動画は使用期限がないものとする。

## 5. 活用シーン

（1）インターネット上の動画配信サイトへの掲載

（2）テレビCMやインターネット広告での配信

（3）イベント会場や各種施設等での放映

## 6. 業務内容

（1）PR動画制作に当たっての企画の提案を行うこと。企画は、発注者と

受注者で協議の上で決定する。

- (2) 企画に基づき、構成および台本（絵コンテを含む）を作成する。
- (3) 脚本等に基づき、動画の撮影、編集を行う。
- (4) 動画制作に当たっては、ナレーション、テロップおよび音楽等音響効果を入れること。

## 7. 撮影条件等

- (1) 撮影は4K以上の解像度で撮影すること。なお、受注者が保有する既存の映像素材の利用は可とする。
- (2) 出演者やナレーターのキャスティング費用や撮影時の取材費用（施設利用費など）は受注者が負担すること。
- (3) 肖像権の侵害に留意すること。特に町の祭等イベントを撮影する際は、動画のメインとする出演者の許可を得ること。また、祭等イベントの来場者にも本業務の動画撮影をしていることが伝わるように掲示すること。
- (4) 他の企業の所有物を撮影する場合は町へ知らせること。なお、許可を必要する場合は、町から該当企業へ申請することとする。

## 8. 成果品

- (1) 成果品が保存されたDVD 2枚  
一般的な家庭用DVDプレイヤーで再生でき、またDVD-Rドライブ付きパーソナルコンピュータで複製可能な形式となすこと。
- (2) 成果品のオンライン掲載用データ（MP4形式）
- (3) その他提案事項にある成果物 一式

## 9. 著作権

- (1) 映像および画像の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）並びに本業務に関する計画書等は、発注者に帰属する。また、成果品は、発注者が運営するウェブサイト等に随時使用又は複製できるものとする。
- (2) 本業務の実施において、タレント、キャラクター及び音楽等を使用する場合は著作権の処理に留意すること。

## 10. その他

- (1) 一般事項
  - ア：業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
  - イ：業務を遂行する上で必要な資料等は、受注者において入手するほか

必要に応じて発注者が随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。

ウ：本業務期間はもとより本業務期終了後も、業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて個人情報の保護に関する法律を厳守すること。

エ：受注者は、日本国の法令を遵守すること。

## (2) 業務体制

ア：あらかじめ発注者と調整したスケジュールで動画制作を行うこと。  
制作作業に当たっては、業務を統括する制作責任者を置き、町と円滑な事業推進管理や協議、意思疎通に努めること。

なお、制作責任者のほか、画像や映像、音声などのマルチメディア情報を制作する上で必要な知識と技能を有する業務従事者を配置すること。

イ：受注者は本業務の実施を自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することができない。ただし、あらかじめ町の承認を受けたときはこの限りではない。

## (3) 提出書類

受注者は契約締結後、速やかに以下の書類を町に提出すること。

ア：計画書

イ：責任者および主任担当責任者届

ウ：工程表

エ：その他町が必要と認める書類

## (4) 納品スケジュール

発注者と受注者とが協議し、対象作品の編集について校了後速やかに納品すること。

## (5) 委託料の支払条件

業務委託料の支払いは、受注者から4.制作物(町のPR動画)の(1)と(2)の業務完了通知書および請求書の提出により行うものとする。

## 11. 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、発注者と受注者とが協議すること。